

社会福祉法人大垣市社会福祉協議会 表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉の向上に功労のあったものを表彰し、社会福祉事業に協力・援助したものに感謝の意を表し、もって社会福祉法人大垣市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の発展と地域福祉の振興を促進することを目的とする。

(表彰の区分及び対象)

第2条 表彰の区分及び対象は、次の各号に定めるものを対象とする。

(1) 功労者表彰

- ア 民生委員・児童委員でその功績顕著なもの
- イ 自治会長でその功績顕著なもの
- ウ 福祉推進委員でその功績顕著なもの
- エ 他の模範となるような善行のあった児童生徒
- オ 他の模範となるような社会福祉活動に尽力し功績顕著なもの

(2) 永年勤続者表彰

- ア 民間社会福祉施設の役職員でその功績顕著なもの
- イ 本会の役職員でその功績顕著なもの

(欠格事項)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰しないものとする。

- (1) 刑に処せられた者（言い渡しを受けた刑がその効力を失っている者及び道路交通法（昭和35年法律第105号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に違反して罰金刑に処せられた者を除く。）
- (2) 破産者
- (3) 現に起訴されている者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、表彰することが適当でないと会長が認めるもの

(功労者表彰の資格)

第4条 功労者表彰の被表彰者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民生委員・児童委員として現職（退任又は年度途中での退任が決まっている者でやむを得ない理由がある者を除く。以下本条において同じ。）であり、その在職期間が8年以上であること
- (2) 自治会長として現職であり、その在職期間が8年以上であること
- (3) 福祉推進委員として現職であり、その在職期間が8年以上であること

- (4) 他の模範となるような継続的で具体的な善行のあった児童生徒又はその
集団
- (5) 社会福祉の向上に尽力し、他の模範となるような社会福祉活動を、5年以上
継続し顕著な功績をあげた団体又は8年以上継続し顕著な功績をあげた
個人

(永年勤続表彰の資格)

第5条 永年勤続表彰に被表彰者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民間社会福祉施設の役職員として現職であり、その在職期間が13年以上
であって功績が顕著な者
- (2) 本会の役員又は評議員として現職（退任又は年度途中での退任が決まっ
ている者でやむを得ない理由がある者を除く。）であり、その在職期間が8年
以上であって功績が顕著な者
- (3) 本会の職員として現職であり、その在職期間が13年以上であって功績が
顕著な者

(感謝の対象)

第6条 会長が感謝の意を表するものは、本会に対し、1年間に3万円以上の
金品の寄付を行ったものとする。

(表彰及び感謝の時期)

第7条 表彰及び感謝は、毎年度、大垣市社会福祉大会において行う。ただし、
会長が必要と認めるときは、その都度行うことができる。

(表彰及び感謝の方法)

第8条 表彰又は感謝は、表彰状又は感謝状を、該当するものに贈呈して行う。
ただし、記念品を併せて贈ることができる。

(候補者の推薦)

第9条 各種団体の長は、この規程に定める表彰又は感謝に該当するものを候
補者として、会長に推薦することができる。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、表彰又は感謝の候補者を推薦するこ
とができる。
- 3 この規程に定める在職期間等の基準日は、表彰を受けようとする年の4月
1日とする。

(選考委員会)

第10条 表彰又は感謝に該当するものを選考するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会の委員は、本会役員をもって充てる。

(特別の表彰又は感謝)

第 11 条 会長は、特別の理由により特に必要と認めるときは、この規程にかかわらず、表彰又は感謝をすることができる。

(委 任)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は昭和 6 3 年 6 月 2 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 6 月 2 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。